

## 1. スポーツ振興センター災害共済給付について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校管理下で発生した事由による負傷、給食による食中毒、その他の疾病（ガス中毒、熱中症、溺水、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金等が支払われる制度です。センターへの申請は学校が行いますが、請求に必要な証明書類等については、ご家庭で用意していただくことになります。必要な書類の種類や制度内容に不明な点がある場合は、保健室にお尋ね下さい。

### (1) 請求に必要な書類（保健室でお渡しします。）

- ・「事故報告書」 … 災害にあった本人が、災害発生状況について記入する用紙
- ・「医療等の状況」別紙3 … 治療を受けた医療機関・接骨院等で証明をいただく用紙
- ・「調剤報酬明細書」 … 医師の処方箋に基づき、薬を処方された保険薬局で証明をいただく用紙  
また、給付金の振込先をお知らせいただくため、「振込口座届」をお渡しします。

### (2) 請求に当たっての主な注意事項

- ① 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間手続きを行わないときは、時効により消滅します。
- ② 同一の災害の傷病について医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ③ 状況によっては、上記以外の書類の作成や、センターへの報告が必要となる場合があります。  
治療の経過状況等については、随時学校にお知らせ下さい。
- ④ 災害共済給付の支給の対象となるのは、療養に要する費用の額が5000円（3割負担で1500円以上）の災害となります。※保険外診療分は対象外となります。
- ⑤ 災害発生時の状況により、申請の対象とならない場合があります。

### スポーツ振興センター申請の対象外となるケース

- ・通学中の交通事故で、相手が自動車の場合や、高校生以外の人に乗っている自転車と接触してしまった場合。医療費の請求については、警察の方から指示を受けることになります。  
相手が不明の場合でも、スポーツ振興センターの対象外となります。

### その他

- ・子ども医療費助成制度等との併用はできません。学校管理下での災害における負傷等により医療機関を受診する場合には、日本スポーツ振興センターへ給付手続きを行いますので、できるだけ福祉医療費受給者証は使用せず、保健室までご相談ください。
- ・申請後、給付金の支給まで2～3か月かかりますのでご承知おきください。